

# 三重県文化財防災マニュアル

平成 29 年 3 月  
三重県教育委員会







## 第1章 総則

### 第1節 目的

三重県は、海、山、川等、多様な自然環境に恵まれている一方で、そうした環境から様々な自然災害の発生が想定される土地柄でもある。また、近い将来、大規模な地震が発生するという予測もなされている。こうした災害は、県民の生命や生活を脅かすだけでなく、文化財に対しても多大な被害を及ぼしうる。また、日々起こり得る火災や盗難などによる文化財への被害も近年多く発生しており、軽視できない。

本マニュアルは、三重県内に所在する文化財を災害から守り、また、災害発生時に被害を最小限にとどめ、迅速に保護・救済措置を講じるための、具体的な行動指針となるものである。

文化財の災害対策としては、平常時における防災対策と、災害発生時における対応が大きな柱となる。また、十分な防災対策を行い、なおかつ、災害発生時に迅速かつ適切な対応をとるためには、それぞれの文化財の特性を把握することと、災害の種類によって発生しうる被害を想定しておくことが重要となる。本マニュアルは、こうした観点から記述を行っている。

### 第2節 文化財の種別と災害

文化財は、大きく有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類される。その中でも特に重要なものは、市町、県、国によって指定や選定を受けたり、文化財登録原簿に登録されたりしている。このほか、地下に埋蔵された遺物・遺構全般を含む埋蔵文化財がある。

災害による被害を特に受けやすいものは、有形文化財や記念物、伝統的建造物群などであるが、大規模災害が発生した時には、あらゆる種類の文化財に影響が及ぶことが想定される。災害によって住民の生活に大きな打撃があれば、地域住民によって維持されてきた無形の民俗文化財にも影響が及ぶ。

また、文化財の種別によって、特定の災害による被害を受けやすいものもある。有形文化財の中でも建造物は、火災や風水害の影響を受けやすく、美術工芸品は盗難に遭うことが多い。記念物は、風水害や土砂災害の影響を受けやすい。

大規模地震のように、広域にわたって甚大な被害をもたらすような災害発生後の文化財の保護・救済措置においては、まずは形を有する有形文化財や有形の民俗文化財、記念物等の迅速な保護が大きな課題となろう。ただし、無形の民俗文化財や埋蔵文化財の保護については、災害からの復興の中で長期的な課題となることが予想される。

このように、防災対策や被災後の対応については、文化財の種別によって違いがあることも念頭に置いておかなければならない。

### 第3節 役割分担

文化財を災害から守るにあたっては、国（文化庁）、県（教育委員会）、市町（文化財保護担当部局）、文化財所有者が、それぞれの役割に基づいて行動する必要がある。

防災対策にかかる役割分担

	防災対策	災害発生時	災害発生後
国 (文化庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的見地から県教育委員会へ助言</li> <li>○技術的指導</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国指定等文化財の被害状況の取りまとめ</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について包括的な助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害に際しての文化財の救済、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救済、修理、復旧に対する補助</li> </ul>
県教育委員会 (社会教育・文化財保護課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的見地から市町文化財保護担当部局及び文化財所有者へ助言</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国指定等文化財の被害状況について市町からの報告を取りまとめ、国（文化庁）へ報告</li> <li>○県指定文化財の被害状況の取りまとめ</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について市町文化財保護担当部局及び文化財所有者へ助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町文化財保護担当部局に対する文化財の救済、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救済、修理、復旧に対する補助</li> </ul>
市町文化財保護担当部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的見地から文化財所有者へ助言</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国・県指定等文化財の被害状況を確認し、県教育委員会へ報告</li> <li>○市指定文化財の被害状況の取りまとめ</li> <li>○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について文化財所有者へ助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者に対する文化財の救済、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○被災地における文化財保護の周知</li> </ul>
文化財所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的な防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所有する文化財の被害状況の確認</li> <li>○所有する文化財の被害状況を市町文化財保護担当部局へ報告（県所有のものは、県教育委員会へ報告）</li> <li>○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災文化財の救済、修理、復旧を計画、実施</li> </ul>

## 第2章 防災対策と被災時の対応

### 第1節 防災対策

#### 1. 防災意識の向上

災害による文化財への被害を防ぐためには、防災意識の向上を図ることが重要である。市町文化財保護担当部局や県教育委員会は、日ごろから文化財所有者や地域住民等に対して文化財の防災について啓発を図る必要がある。

文化財所有者は、文化庁の主催する重要文化財建造物管理実務検討会や、県教育委員会の開催する研修会（文化財講習会）等に参加し、文化財の防災に関する知識を向上させるよう努めることが望ましい。

市町文化財保護担当部局は、1月26日の「文化財防火デー」にあわせて消火訓練を実施するなど、文化財所有者及び地域住民の文化財に対する防災意識の向上を図る。

県教育委員会は、研修会の開催等を通じて、市町文化財保護担当部局及び文化財所有者に対して文化財防災についての知識を向上させる機会を提供するとともに、専門的な助言を行う。また、国指定・登録・選定文化財等については、その防災対策について国（文化庁）から助言を受ける。

#### 2. リスクの把握

文化財所有者は、各種災害が文化財に与える影響について理解しておかなければならない。所有する文化財の規模・形状・特徴などについての資料（台帳）を整理するとともに、被災のリスクについて日ごろから十分に検討し、防災対策に反映できるようにすることが重要である。

市町文化財保護担当部局及び県教育委員会は、市町内あるいは県内に所在する文化財の被災リスクについて情報を集約・把握し、文化財所有者に対して専門的見地から助言を行う。

#### 3. 防災対策の実施

文化財所有者は、想定されるリスクに応じた防災計画を立て、必要な防災対策を講じる。防災対策には、文化財所有者による防災責任者を中心とした防災体制の構築や、災害発生時における連絡体制の整備、避難計画の策定等のソフト面の対策と、防災設備の整備等のハード面の対策がある。この両面をともに整えていくことが必要である。

この両面を視野に入れた防災計画について、それぞれの文化財について策定することが望ましい。防災計画の策定にあたっては、対象となる文化財の特徴や、想定されるリスク、周囲の環境等によって条件が異なるため、専門家の指導や助言を受ける必要がある。

こうした文化財所有者による防災対策の実施や防災計画の策定にあたって、市町文化財保護担当部局及び県教育委員会は、専門的及び行政的な見地から助言や技術的支援を行う。

## 第2節 被災時の対応

### 1. 安全確保

災害発生時には、人命第一で行動する。文化財所有者は、速やかに避難するなど、自らの安全を確保する。また、文化財の使用・活用状況によっては、見学者、利用者、住民等に避難を呼びかけ、安全な避難場所へ誘導する。

大型台風の接近など、災害の発生が予想できる場合は、市町文化財保護担当部局を通じ、国や県の指導を受け、適切な措置を講じる。県下全域に甚大な被害が発生するような大規模災害の場合には、県教育委員会及び市町文化財保護担当部局は、まずは職員の安全確保に努める。休日や夜間等に災害が発生した場合などは、文化財保護担当職員の安否を確認する。

文化財への被害を確認する際には、被災地において安全が確認されているかどうか十分に留意する。市町文化財保護担当部局や県教育委員会は安全情報の収集に努め、文化財所有者等へ情報を提供する。

### 2. 被害状況の確認

被災地において安全が確認された後、文化財の被害状況の確認を行う。文化財所有者は、自らが所有する文化財に対して被害状況を確認し、市町文化財保護担当部局へ報告を行う。その際には、所有文化財についての被害の有無、被害があった場合は具体的な被害状況について報告する。被害状況については、被害を受けた箇所（あるいは部位・場所）、被害の内容（焼損、破損、浸水等）、被害の程度（滅失、重度、軽微等）である。また、文化財保護のために緊急に執る措置（移動、補強等）があれば、その内容についても報告する。

市町文化財担当部局は、文化財所有者から報告を受けた被害状況を取りまとめる。県・国指定等文化財については、市町文化財保護担当部局は被害状況を取りまとめて県教育委員会へ報告する〔付属資料①〕。

県教育委員会は、県・国指定文化財の被害状況に関する情報を、市町文化財保護担当部局を通じて収集し取りまとめるとともに、国指定等文化財の被害状況に関しては国（文化庁）へ報告する。

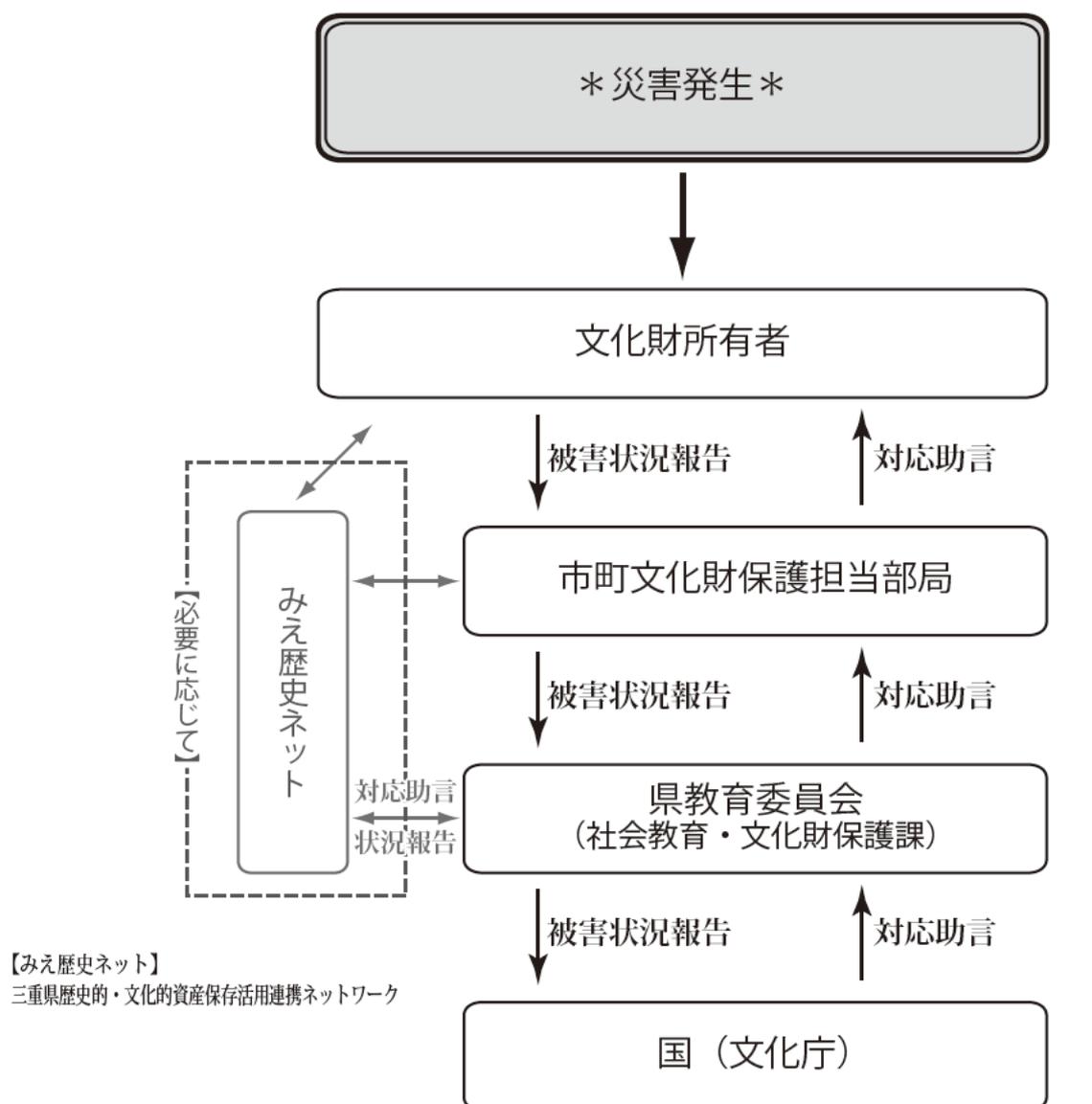
### 3. 被災後の対応

市町文化財保護担当部局は、被害状況確認後、破損した文化財やその部材等が紛失したり廃棄されたりしないよう、現地において周知を図る。

被災し、破損や汚損等の被害を被った文化財については、まずは速やかに現状の保全を図り、その後、条件が整い次第、修理・復旧を行う。市町文化財保護担当部局は県教育委員会の助言を受けながら、文化財所有者と協議し、その修理・復旧について計画していく。県教育委員会は、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等の助言を受けながら市町文化財保護担当部局に助言するとともに、その状況に応じて国の補助制度を活用しながら、県としても保全・修理・復旧に関する費用の補助を行う。

## 第3節 連絡体制

三重県における災害発生時の被害状況の確認における連絡体制は、以下のとおりである。なお、市町文化財保護担当部局及び県教育委員会の連絡先については、巻末に一覧表として掲載した〔付属資料③〕。



文化財被災時の連絡体制

## 第3章 各種災害への対応

### 第1節 火災

#### 1. リスクの把握

火災によって被災しやすい文化財には、有形文化財や伝統的建造物群などがある。史跡や天然記念物といった記念物であっても、樹木や主たる構成要素となっている建造物などが被災し、景観や文化財的価値が損なわれることもある。

火災が発生する要因には様々なものがあるが、事前に火災発生リスクを把握しておく必要がある。付近における火気の使用や、可燃性の高い物品の存在などについて確認しておく。

全く火気がないと思われる場所でも、落雷・漏電等によって火災が発生する可能性があり、また、人気のない場所では放火等についても意識しておく必要がある。放火に対する対策については、本章第4節で述べる盗難への対策に準じる。

#### 2. 防火設備・体制の整備

建造物等の有形文化財に対する火災対策としては、自動火災報知機や炎センサー、消火器・放水銃・消火栓等の消火設備の設置があげられる。定期的な巡回を行うことも効果的である。また、落雷による火災発生も想定されるため、建造物の場合は落雷対策として避雷針等の設置についても検討が必要である。

これらの設備については、設置とともに定期的な点検や操作方法の確認等を行う。特に、操作方法については、当該文化財に日常的に関わる複数の関係者が習熟しておくことが望ましい。

火災の発生時に住民や見学者等の速やかな避難を図るため、避難経路の確認を行うとともに、避難訓練の実施や避難計画の策定等を行うことが望ましい。小型の美術工芸品のように運搬可能な有形文化財の場合は、緊急時にはこの経路によって安全な場所に移動する。その際の持ち出し手順や、役割分担についても日ごろから確認しておく。

こうした防災対策は、それを運用できる体制の構築とともに行うことが望ましい。文化財の管理責任者を中心として、防火責任者や、リスクとして把握されている火元のそれぞれに応じた火元責任者を定め、各々の責任を明らかにして防災に努める。万が一、火災が発生した場合には、被害を最小限に抑えるため、早期発見・通報や早期鎮火について連携を図れるようにしておく。

#### 3. 被災時の対応

火災を発見した場合や、自動火災報知機や炎センサーが反応するなどした場合は、早急に消防署へ火災発生の通報を行う。また、住民や見学者等の避難を速やかに行う。

小規模な火災の場合は、設置されている消火器や放水銃等を用いて鎮火を図るか、もしくは延焼を食い止めるようにする。その際、消火活動を行う者の安全については十分に配慮し、危険がある場合は避難する。

## 第2節 地震

### 1. リスクの把握

地震はほとんどすべての文化財に対して甚大な被害を及ぼす可能性が非常に高い災害である。特に、建造物や美術工芸品等の有形文化財については地震への対策には注意が必要である。

地震を発生前に予測することは非常に困難であるが、大地震の発生予測についての情報を収集しておき、心構えをしておくことは重要である。そして、事前の対策によって防げる被害も多いことから、地震が発生した場合に何らかの被害を受ける可能性の有無について、日常的に把握しておく必要がある。

なお、地震そのものの振動による被害だけではなく、直後に発生する火災や地すべり、津波等による被害を受ける可能性も高い。これらの災害に対する対策については、火災及び風水害の節で述べる。

### 2. 事前対策

地震の対策として、最も一般的かつ重要であるのは、振動に対する対策である。建造物については耐震補強、美術工芸品等の場合は振動による落下等の防止策を講じる。

建造物は、文化財的価値や使用・活用状況によって、必要とされる耐震強度が異なる。耐震診断を行って耐震性を判断したうえで、必要となる耐震強度が確保できない場合は、専門家の指導を受けながら耐震補強などの対策を行うことが望ましい。その際には、市町文化財保護担当部局や県教育委員会と十分に協議することが必要である。

展示ケースに収納・展示しているような場合には、テグスをかけて台座に固定し、転倒を防ぐ方法もあるが、こうした方法が難しい仏像等の場合は、台座に免震構造を備えたものを採用することも考えられる。

### 3. 被災時の対応

地震発生時には、まず文化財所有者自身や見学者等の安全を確保することが大切である。揺れが収まり、周囲の安全が確認された後に、文化財の被害についての状況確認を行う。

広範囲に甚大な被害が生じるような大規模地震が発生した場合には、被災地の安全が確認され、ライフラインが確保された後に、被災地における文化財の被害状況の確認が開始できるものと思われる。市街地の復旧等も急速に進むと予測されるため、それに伴って文化財が破壊されたり、所在が不明とならないよう、まずは迅速な所在確認及び、被害状況の確認が必要となる。

被害状況については速やかに市町文化財保護担当部局ないしは県教育委員会へ報告を行い、迅速に保護措置を講じることができるようになる。

## 第3節 風水害

### 1. リスクの把握

台風や、それによる洪水や土砂災害、または地震後に発生する津波等による風水害の影響を被りやすいのは、建造物等の有形文化財と、史跡・名勝・天然記念物等の記念物である。風水害の対策については、事前のリスクの把握が特に重要である。

台風による強風や大雨等については、あらかじめ文化財の状況を点検し、影響を受けそうな箇所を洗い出しておく。建造物等の有形文化財の場合は、強風や雨水によって破損しそうな箇所を確認しておく。史跡・名勝・天然記念物についても、強風による樹木の倒木や落枝が発生することが多いため、樹木周囲の状況を確認し、倒木・落枝が発生した場合に生じる被害について予測しておくなど、風水害によってどのような被害が起こり得るか検討しておくことが重要である。

洪水や土砂災害については、その発生自体が地形等に影響されるところが大きいいため、周囲の地形等から、起こり得る災害について予測しておく。

### 2. 事前対策

前項のようなリスクの把握を十分に行うとともに、それを踏まえた対策を可能な限り行う。

台風など強風による被害については、事前対策によって被害を抑えることが一定程度可能である。事前の確認によって把握される影響を受けそうな箇所について、補強・修理等の対策を講じておくことが重要である。建造物だけではなく、天然記念物の樹木等の場合にも、支柱や添え木等によって影響のありそうな部分を補強することが有効である。

河川の氾濫による大規模な水害や津波等については、建造物等の有形文化財や記念物では根本的な対策を行うことは困難である。ただし、地形等からこうした災害を受けやすいと考えられる場所において、美術工芸品等の場所を移動できる文化財を保管する場合は、ある程度高い場所に安置するなど、被害を軽減するための工夫を行う。建造物や記念物についても、豪雨による被害を防ぐために、十分な排水施設を整備するなどの対策が必要である。

屋内に保管されている文化財の場合は、漏水等について注意を払うことが必要である。通常の雨天時においても漏水の有無について点検し、風雨が強まった際に漏水が発生するリスクを減らしておく。

なお、有形文化財（民具、考古資料等）をまとめて保管している場合などは、それぞれに整理番号等を記したラベル等を添付しておき、万が一の流出等に備えることも有効である。

### 3. 被災時の対応

洪水、津波等の発生時には、まず文化財所有者自身が避難し、安全を確保することが大切である。同様に、見学者等がいる場合には速やかな避難を促す。状況によって、文化財を移動させることが可能な場合には、被害の及ばない場所に文化財を移動させる。

洪水による浸水の場合は、水が引いた後に速やかに文化財の保護・救済措置を講じることが必要である。周囲の安全が確認された後、文化財の被害状況を確認し、速やかに市町文化財保護担当部局へ報告を行うとともに、保護・救済措置について助言を受ける。

## 第4節 盗難

### 1. リスクの把握

盗難の被害に遭いやすいのは、有形文化財の中でも美術工芸品である。また、天然記念物指定地の希少な動植物も被害に遭うことが多い。

文化財が盗難に遭うのは、無住の寺社や山中の生息地など人の出入りの少ない場所が多いため、こうした場所に先述のような盗難被害に遭いやすい形態の文化財が存在する場合は、盗難のリスクが高いものと考えられる。また、監視カメラ等が設置されていない場合も、盗難に対する抑止力が弱い。このような点を総合的に考えて、盗難のリスクの高さを判断していくことが必要である。

なお、盗難だけでなく、汚損（落書き）等の被害を受けやすいのも、人の出入りの少ない場所である。

### 2. 防犯対策

盗難のリスクが高いと考えられる場合は、早急に防犯対策を講じることが望ましい。効果的な位置に防犯カメラを設けることは、盗難に対して有効な抑止策となる。外部からの侵入等に備えて、警備会社と契約して機械警備を導入することも有効である。

屋内に保管されているもの場合は、部屋の出入り口や保管庫、展示ケース等にしっかりと施錠するようにする。使用する鍵も、ピッキングに強い構造のものを採用することが望ましい。また、文化財が人の出入りの少ない場所に存在する場合は、所有者等による定期的な見回りを行うことが、盗難や落書きに対する抑止力となるほか、万が一被害に遭った場合にも、早期の発見・対応につながる。

山中や湿地等の天然記念物指定地などでは、防犯カメラの設置等の対策を講じることが難しいが、柵を設けたり定期的に見回りを行う等の対策が必要である。

こうした防犯対策については、可能であれば警察とも相談しながら行うことが望ましい。

### 3. 被害時の対応

盗難や汚損（落書き・油等散布）による被害を発見したら、すぐに警察に通報し、盗難事件あるいは器物損壊事件として警察の指示を仰ぐ。また、市町文化財保護担当部局、県教育委員会へも報告する。

盗難の場合には、文化財が県外あるいは国外へ流出することも考えうるため、発見後、各所との速やかな情報共有が必要である。

なお、文化財の防犯にかかる留意事項については、ダイジェスト版を巻末に掲載している〔付属資料②〕。

## 第4章 被災後の文化財の取扱い

### 第1節 文化財の保護・修復

災害発生後には、速やかに文化財の被害状況を確認する。ただし、人命を第一とし、確実に安全が確認されるまでは現場に立ち入らないようにする。被害の状況を把握した後は、市町文化財保護担当部局等と早急に協議を行い、その具体的な保存・修復方法について検討を行うことになる。被災した文化財を救済するためには、被災後の迅速かつ適切な保護措置が必要となる。

万が一、災害によって文化財に被害が及んだ場合、破損した文化財は安易に移動・廃棄せず、被害状況を確認後、専門家の助言・指導を受けながら、移動・修復の可否を判断する。修復には時間がかかる場合が多いため、安全な仮保管場所を確保し、保護を図る。

記念物の場合、土地の崩落や倒木等の発生も想定されるが、こうした場合には二次被害を防ぐため、速やかに市町文化財保護担当部局等に連絡した上で、土嚢積み上げによる保護や倒木の伐採など、被害拡大を防ぐための一時的な措置を執る。その際には、文化財的価値を最大限損なわないよう留意する。本格的な修復については、その後、専門家の助言・指導を受けながら行うことが望ましい。

浸水・汚損等による被害を受けた場合、考古資料の一部のように水洗い等で対応できるものもあるが、紙本類や木製品類等については、洗浄や乾燥についても慎重に対応せざるを得ない。専門家の指導を仰ぎながら、その保存・修復について検討することが望ましい。被害を受けた場合、無理に洗浄や修復をしようとせず、現状の保全を可能な限り図ったうえで、早急に市町文化財保護担当部局及び県教育委員会と対応について協議を行うようにする。

なお、大規模災害発生後には、復興に伴って大規模土木工事が各所で発生することが予測される。それに伴って、埋蔵文化財の発掘調査も大規模化する可能性が高い。そうした事態が予測されるような災害が発生した場合には、市町文化財保護担当部局は早急に事業者と埋蔵文化財保護について調整を図るとともに、県教育委員会、場合によっては文化庁とも協議しながら、埋蔵文化財発掘調査に対応できる体制の整備を図っていくことが重要である。

### 第2節 法令上の手続き

万が一、災害によって文化財の滅失(焼失や盗難など消滅した場合、生物にあっては死亡した場合)、き損(一部が破損した場合)等が生じた場合、指定・登録文化財については、法令上の手続きが必要になる。

国の指定・登録文化財の場合、文化財保護法の規定に基づき、文化庁長官宛てに滅失届もしくはき損届の提出が必要となる(文化財保護法第33・80・118・120条)。県の指定文化財の場合は、県教育委員会教育長宛てに同様の届出が必要となる(三重県文化財保護条例第10・30・40条)。

国・県に関わらず、激甚災害にあたるような大規模災害であって、速やかな届出が不可能な場合を除き、滅失・き損の事実を知った日から10日以内に届出を行うこととなっているため、注意が必要である。

また、国指定文化財のき損箇所の復旧を行う場合には、文化庁長官宛てに復旧届の提出が必要となる(文化財保護法第127条)。この場合、復旧を行う日の30日前までに届出を行うこととなっている。

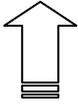
なお、防災設備の整備など、ハード面の防災対策を行う場合には、国の指定・登録文化財の場合、文化庁長官宛てに現状変更許可申請が必要となることもある（文化財保護法第43・64・125条）。県の指定文化財の場合は、県教育委員会教育長宛てに現状変更許可申請が必要となる（三重県文化財保護条例第16・39条）。

以上の法的手続きに関する申請・届出のうち、国指定・登録文化財については、文化財所有者から市町文化財保護担当部局を通じて県教育委員会へ提出し、県教育委員会から文化庁長官宛てに進達する。県指定文化財についても、基本的には同じ流れで県教育委員会へ提出する。

#### 【参考文献】

- 公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟 2014『文化財保存・管理ハンドブック〔三訂版〕』  
独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 2015『これからの文化財防災—災害への備え』  
三重県教育委員会 2016『学校における防災の手引』（平成28年1月改訂）  
文化庁文化財部美術学芸課編『国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者のための手引き』  
文化庁文化財部美術学芸課編『文化財防犯の手引き』

(発信者)  
 ( ) 教育委員会 係  
 課  
 発信者 ( )



(送信先)  
 三重県教育委員会事務局  
 社会教育・文化財保護課  
 文化財防災担当 宛て  
 FAX059-224-3023

平成 年度 月の (台風 号・豪雨・( ) による ) 国・県指定文化財の被害状況調査票

市町名 ( ) 記入者 ( )  
 平成 年 月 日 現在

指定区分	指定種別	文化財の名称	被害状況	被害額 (万円)	現在の対応状況	備考
1						
2						
3						
4						
5						

- この状況調査票は被害が発生した際に、至急連絡いただくものですので、判明している範囲で記入しFAX等で送付してください。
- 指定区分は、国・県を記入、指定種別は、文化財の種別（有形文化財（重要文化財（有形文化財）、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物などの種別）を記入してください。
- 被害状況・今後の対策は簡潔にお書きください。また、被害額は分かる範囲の概数で結構です。

# 文化財の防犯 留意点

(この模式図は「文化財の防犯にかかる留意事項」をまとめたものです)



## 文化財の台帳

写真・寸法・特徴などを記録



## 保管施設・施錠

出入口・窓・ケースの強化  
しっかりした施錠  
(警報設備や収蔵庫も)



## 連絡網

## 巡視・監視体制

所有者等と近隣の方の協力  
警察・消防・教育委員会などへ  
すみやかな連絡の確保

盗難から  
文化財を守る  
日常管理



## 日頃からの巡視・点検

日常的(定期的)な文化財・周辺の確認＝「目通し風通し」  
異常の早期発見(台帳と照合)、閉館時の点検  
参観の立会、記帳(名前・人数・住所・連絡先)、死角の除去

不審者・異常が  
あったとき

- ① 不審者・不審車両を記録  
(人数・日時・服装・特徴・車両ナンバーなど)
- ② 異常を記録(日時・状況など)

巡視・監視の強化、注意喚起 } 未然に  
必要に応じて警察へ通報・巡回依頼 } 防止対策

警報装置が作動、盗難現場に遭遇したとき、現場には  
一人で行かない。侵入者の特徴、車No.を控え、直ちに警察へ通報。

万一、盗難  
にあったとき

- ① 直ちに、警察・教育委員会に連絡(追って文書で届出)
- ② 現場検証まで、盗難現場。侵入経路の確保。片づけない
- ③ 捜査に全面的に協力。情報の提供  
(文化財の特徴、事件前後の状況、参観者、不審者など)

桑名市	桑名市総務部 文化課 文化振興係	TEL : 0594-24-1361
		FAX : 0594-27-3272
いなべ市	いなべ市教育委員会 生涯学習課	TEL : 0594-78-3521
		FAX : 0594-78-3509
木曾岬町	木曾岬町教育委員会 教育課	TEL : 0567-68-1617
		FAX : 0567-69-1441
東員町	東員町教育委員会 社会教育課	TEL : 0594-86-2816
		FAX : 0594-86-2854
四日市市	四日市市教育委員会 社会教育課	TEL : 059-354-8240
		FAX : 059-354-8308
菰野町	菰野町教育委員会 教育課 社会教育室	TEL : 059-391-1160
		FAX : 059-391-1195
朝日町	朝日町教育委員会 文化課	TEL : 059-377-6111
		FAX : 059-377-6112
川越町	川越町教育委員会 生涯学習課	TEL : 059-366-7140
		FAX : 059-364-4813
鈴鹿市	鈴鹿市文化スポーツ部 文化財課	TEL : 059-382-9031
		FAX : 059-382-9071
亀山市	亀山市市民文化部文化振興局 まちなみ文化財室	TEL : 0595-96-1218
		FAX : 0595-96-2414
津市	津市教育委員会 生涯学習課 文化財担当	TEL : 059-229-3251
		FAX : 059-229-3257
松阪市	松阪市教育委員会 文化課 文化財係	TEL : 0598-53-4397
		FAX : 0598-25-0133
多気町	多気町教育委員会 教育課	TEL : 0598-38-1122
		FAX : 0598-38-1130
明和町	明和町斎宮跡・文化観光課 文化財係	TEL : 0596-52-7126
		FAX : 0596-52-7133
大台町	大台町教育委員会	TEL : 0598-82-3791
		FAX : 0598-82-3115
伊勢市	伊勢市教育委員会 文化振興課 文化財係	TEL : 0596-22-7884
		FAX : 0596-23-8641
鳥羽市	鳥羽市教育委員会 生涯学習課	TEL : 0599-25-1268
		FAX : 0599-25-1263

玉城町	玉城町教育委員会 生涯教育課	TEL : 0596-58-8212
		FAX : 0596-58-7588
度会町	度会町教育委員会	TEL : 0596-62-2422
		FAX : 0596-62-1647
南伊勢町	南伊勢町教育委員会	TEL : 0596-77-0002
		FAX : 0596-76-1660
大紀町	大紀町教育委員会 生涯学習課	TEL : 0598-72-4040
		FAX : 0598-72-2470
志摩市	志摩市教育委員会 生涯学習スポーツ課	TEL : 0599-44-0339
		FAX : 0599-44-5263
伊賀市	伊賀市教育委員会 文化財課	TEL : 0595-47-1285
		FAX : 0595-47-1290
名張市	名張市教育委員会 文化生涯学習室	TEL : 0595-63-7892
		FAX : 0595-63-9848
尾鷲市	尾鷲市教育委員会 生涯学習課	TEL : 0597-23-8293
		FAX : 0597-22-0080
紀北町	紀北町教育委員会 生涯学習課	TEL : 0597-46-3125
		FAX : 0597-47-5910
熊野市	熊野市教育委員会 社会教育課	TEL : 0597-89-4111
		FAX : 0597-89-6614
御浜町	御浜町教育委員会 生涯学習係	TEL : 05979-3-0526
		FAX : 05979-2-3502
紀宝町	紀宝町教育委員会 教育課 生涯学習室	TEL : 0735-32-0241
		FAX : 0735-32-3009
三重県	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課	TEL : 059-224-2999
		FAX : 059-224-3023
みえ歴史ネット*	三重県総合博物館	TEL : 059-228-2283
		FAX : 059-229-8310

\* 三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク（みえ歴史ネット）

\*\*連絡先一覧は、平成29年3月時点に掲載している。

三重県文化財防災マニュアル  
2017年3月  
編集・発行 三重県教育委員会



